

令和7年3月31日
(2025年)

事業者各位

吹田市総務部契約検査室長

令和7年度の電子入札について（お知らせ）

令和7年度の電子入札システムによる発注業務を、次のとおり実施します。

1 参加要件（共通事項）

電子入札への参加要件は、次のとおりです。

- (1) パソコン等が、インターネットを利用できる状況である。
(注) パソコンの動作環境等につきましては、吹田市のホームページ内（吹田市ホームページのURL <https://www.city.suita.osaka.jp/>）、産業・まちづくり・環境 > 入札・事業者募集・契約 > 工事及び工事関連コンサル関係 入札情報 > 電子入札 > 電子入札システムの利用 > 「動作環境と設定」で確認してください。
- (2) 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づく電子証明書（ICカード）を電子認証局から取得している。
- (3) 吹田市の電子入札システム（以下「システム」という。）において、「利用者登録」の手続きを完了している。

システムへのログインは以下のURLです。

<https://e-bid.nyusatsu.ebid-osaka.jp/CALS/Accepter/index.jsp?KikanNo=0205&HachuType=0>

上記のURLは、吹田市のホームページ内、工事及び工事関連コンサル関係 入札情報 > 電子入札にも掲載しています。入札の参加や入札案件の概要、入札結果等が閲覧できます。

2 執行及び開札等

(1) 対象案件

工事及び工事に係る設計・測量等の業務委託について、全ての案件を電子入札の対象とします。

(2) 入札案件の通知及び公告

ア 指名競争入札に係る指名通知は、毎週火曜日又は木曜日を原則とします。

一般競争入札に係る公告は原則毎週金曜日の午後3時頃とします。（なお、令和7年度4月の公告は、3日、4日、9日、11日、16日、18日、23日、25日、30日の9回を、5月の公告は、2日、7日、13日、16日、23日、29日の6回を予定しています。）

イ 指名競争入札の指名通知はシステムで行います。一般競争入札の公告は吹田市のホームページ上（電子入札のページ）で行います。

ウ 電子入札案件の入札参加者等の公表は、開札後となります。

(3) 執行及び開札等

ア 入札参加資格確認申請は一旦申請すると申請受付期間内であっても訂正はできませんので、入札参加資格確認申請に係る添付資料に誤りがないように十分注意してください。誤りがあった場合は、開札時に入札参加資格がないため「無効」となります。

イ 入札書の受付は、あらかじめ設定した入札書受付締切予定日時をもってシステムにより締め切り、その後の提出及び他の方法による入札は一切受け付けません。なお、同一の案件について、電子入札と紙入札との併用は行っておりません。

ウ 入札を辞退する場合は、システムにより行ってください。電話・その他の方法では一切受け付けません。また、締切日時までに入札書がシステムに到達していない場合は、入札を辞退したものとみなします。

エ 入札回数は1回とします。開札は、指定した日時以降にシステムにより速やかに行います。なお、入札書は一旦提出すると訂正できませんので、積算内訳書の添付誤り等がないように十分注意して提出してください。添付誤り等があった場合は、開札時に「無効」となります。

オ 有効な入札を行った者で、予定価格の制限の範囲内かつ最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者又は落札候補者とします。

カ 「くじ」により落札者又は落札候補者を決定すべきときは、システム（電子くじ）において行います。

キ 開札後の流れ

(ア) 指名競争入札の場合

落札者には電話連絡をするので、必要書類を速やかに契約検査室まで提出してください。

(イ) 一般競争入札の場合

落札候補者のみ入札参加資格の事後（書類）審査を行い、落札者を決定します。事後（書類）審査時に入札価格の詳細な積算内訳書及び配置予定技術者等調書を提出していただきます。事後（書類）審査の結果、資格がないと判明した場合は、その者の入札を無効とし、2番（次の）札の者の事後（書類）審査を行い、以後落札者が決定するまでこれを繰り返します。

(ウ) 開札後の必要書類（事後審査書類等）の提出方法について

開札日に落札候補者（指名競争入札の場合は落札者）に対して、本市から連絡しますので、必要書類を電子ファイル（形式はPDFにて）keiyak_s@city.suita.osaka.jpのメールアドレスに送信してください。受信データを確認後、本市から再度連絡しますので、押印が必要な書類は原本を契約検査室宛てに郵送又は持参で提出してください。

ク 落札者決定後、速やかにシステムにより入札参加者全員に入札結果を通知するとともに、吹田市電子入札情報公開ホームページに内容を公表します。

(4) 設計図書等について

ア 図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）及びその他必要書類は、原則としてシステムにより交付するものとします。

イ 設計図書等に係る質問等がある場合は、指定する期間内において、電子メールにより受け付けるものとし、それ以外の方法による質問は受け付けません。なお、案件によっては質問を受け付けません場合がありますので、あらかじめ御了承下さい。（指名競争入札案件は、原則として質問は受け付けていません。）

ウ 質問に係る回答は、吹田市のホームページ内、工事及び工事関連コンサル関係 入札情報の

電子入札のページに掲載します。

3 最低制限価格の事後公表について

(1) 対象案件

電子入札案件で実施します。

(2) 最低制限価格の算出方法

最低制限価格の算出方法等については『吹田市工事請負契約等に係る発注要領』の第8条、第8条の2及び第8条の3を御覧ください。

4 最低制限価格の算出方法（最低制限価格調整額の算出方法）の改正について

令和7年4月1日から最低制限価格の算出方法（最低制限価格調整額の算出方法）を改正します。改正内容の概要は吹田市ホームページ > 産業・まちづくり・環境 > 入札・事業者募集・契約 > 工事及び工事関連コンサル関係 入札情報 > 工事契約等に関する要領・規定集 > 吹田市工事請負契約等に係る発注要領の改正について（令和7年4月1日施行）をご確認ください。

また、上記の改正に伴い、令和7年2月13日付で吹田市工事請負契約等に係る発注要領を改正しています。改正箇所は、第8条の3第1項第1号及び第60条第2項です。併せて、ご確認ください。

5 一般競争入札における入札参加申し込み・受注件数の制限等

(1) 適切な発注と品質の確保等を図るため、一般競争入札における電子入札の案件では、以下のとおり制限を行います。

ア 工事

(ア) 年間の受注業種は1業種とします。ただし、土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事及び解体工事の重複受注は可とします。

(イ) 年間の受注件数は2件までとします。ただし、土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート、舗装工事及び解体工事は、それぞれ2件まで可とします。

(ウ) 舗装工事、電気工事及び管工事においてAランクを取得している市内事業者については上記（イ）に加えて、受注件数を1件緩和します。

(エ) 開札日が同一の案件で、複数の業種での発注ができた場合、1業種のみ参加申請とし、複数の業種に参加申請した場合は、全ての入札を無効とします。ただし、土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事及び解体工事への重複参加は可とします。

(オ) 特定建設工事共同企業体（JV）工事の市内事業者は、上記（ア）、（イ）、（ウ）又は（エ）の制限を対象外とする場合があります。また、発注者が特殊と思われる案件（プラント工事等）についても同様に、制限の対象外とする場合があります。（制限の対象外とする項目については、それぞれの案件の公告で確認してください。）

(カ) 管きょ更生工事の年間の受注件数は2件までとします。ただし、業種は土木一式工事ですが、他の土木一式工事とは合算しないこととします。

イ 工事に係る設計・測量等の業務委託

(ア) 年間の受注件数は2件までとします。なお、工事と同様に参加事業者が少ないと思われる等の特殊な案件の場合は、受注制限の対象外とします。ただし、市内事業者及び準市内事業者については受注件数を3件までとします。

(イ) 工事監理業務の年間の受注件数は3件までとします。ただし、業務種類は建築設計で

すが、他の建築設計とは合算しないこととします。

(2) 同業種で同一開札日の案件が複数ある場合も、重複参加を可とします。

ただし、受注件数（落札候補者を含む）が受注制限件数に達した場合は、達した時点において以降の入札参加資格は失効し無効とします。（受注件数の制限を設けていない工事及び工事に係る設計・測量等の業務委託は対象外。）

6 大規模工事案件における取り落とし方式の採用について

受注機会を拡大し公平性を高めるため、大規模な工事（予定価格1億5千万円以上）で同日に公告を行う案件については、原則として取り落とし方式を採用します。（ただし、JV工事は除く。）取り落とし方式を採用する工事については、前記5（1）ア（イ）、（ウ）及び（カ）に関わらず、複数受注を不可とします。

7 工事現場に配置すべき技術者等の確認について

落札決定時（一般競争入札は事後（書類）審査時）に、現場代理人及び監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認をしています。入札参加申請日以前に3か月以上の雇用関係があることを確認できる書類（8参照）を提出していただきます。

指名競争入札については、前記の書類を開札日当日中に速やかに提出してください。一般競争入札については、前記の書類の提出期限は公告に記載する日時とし、不備があった場合の提出期限を開札の行われた日の翌日（その日が吹田市の休日に関する条例に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、市の休日の翌日）の午前中とします。提出期限内に提出されない場合は、入札参加資格が無いものとみなし、入札を無効とします。その場合、次順位の者を落札者又は落札候補者とします。

また、工事担当者（監督員）が、現場において提出書類と直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類にて技術者等の本人確認を行います。

8 技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認方法について

直接的かつ恒常的な雇用関係の確認については、以下のいずれかの書類により行います。

- (1) 監理技術者資格者証の写し
- (2) 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し
- (3) 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し
- (4) 所属会社の雇用証明書の写し
- (5) 有効期限前の健康保険被保険者証の写し
- (6) その他上記に準ずる資料